

第5次西尾市食育推進計画策定支援業務に係る
公募型プロポーザル方式実施要領

1 趣旨

西尾市では、市民一人ひとりが健全な食生活を実施する基本的な力を身につけ、いきいきと暮らせるように食育を推進しており、令和4年3月に策定した「第4次西尾市食育推進計画」の計画期間が終了することから、さらなる食育の推進を図るために、「第5次西尾市食育推進計画」を策定する。

この要領は、委託事業者を選定するためのプロポーザルに関して必要な事項を定めるものです。

2 業務概要

- (1) 業務名 第5次西尾市食育推進計画策定支援業務
- (2) 業務期間 契約締結日から令和9年3月24日（水）まで
- (3) 業務内容 別添仕様書のとおり
- (4) 提案上限額 5,200,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
を上限とし、この上限額を超える提案は受け付けません。

3 応募資格

応募資格者は法人とし、次のすべての要件を満たす者とします。

- (1) 令和8・9年度西尾市入札参加資格者名簿（物品等）の大分類：役務の提供等、中分類：調査委託で登録されていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (3) 本プロポーザルの公告の日から契約候補者特定までの間に「西尾市競争入札参加停止措置要綱」に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- (4) 本プロポーザルの公告の日から契約候補者特定までの間に「西尾市が行う調達契約からの暴力団排除に関する要綱」に基づく入札参加排除措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申し立てがなされていない者及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされていない者
- (6) 過去5年（令和3年度～令和7年度）以内に元請けとして、地方公共団体から「食育推進計画策定関連業務」、又は「その他類似、関連調査研究業務」を受託し、全て誠実に履行した実績を有していること。

- (7) 愛知県内に契約営業所を有していること。
- (8) 仕様書に定める業務について業務遂行能力を有し、適正な実施体制を有する者及び西尾市の指示に柔軟に対応できる者

4 参加手続き等

(1) プロポーザルに係る質問及び回答

ア 質問の受付期日

令和8年4月22日（水）午後5時まで

イ 質問方法

電子メールで「質問票（様式4）」を「nousui@city.nishio.lg.jp」まで送信し、送信後は土曜日・日曜日・祝日を除いた午前9時から午後4時までの間に、電話で受信確認をすること。

電子メールの件名は、「西尾市食育推進計画策定支援業務に関する質問【事業者名】」とすること。

ウ 質問に対する回答

令和8年4月27日（月）までに西尾市ホームページで公表する。

エ その他

(ア) 電話、窓口、郵送及びFAXによる質問には応じない。

(イ) 審査に関する質問及び回答に対する再質問は受け付けない。

(ウ) 質問に対する回答内容は、本要領及び仕様書の追加又は修正として取り扱うものとする。

(2) 参加申込書の提出

ア 提出書類

(ア) 参加資格申請書（様式1）

(イ) 事業者概要書（様式2）

(ウ) 過去3年間の同種又は類似業務の受注実績（様式3）

※パンフレット等があれば添付すること。

イ 提出部数

各1部

ウ 提出期日

令和8年4月30日（木）午後4時

エ 提出方法

(ア) 持参の場合は、土曜日・日曜日・祝日を除いた午前9時から午後4時までの間

に担当部署へ提出すること。

(イ) 郵送の場合は、担当部署あてに書留又は簡易書留で郵送し、提出期

限までに必着とする。なお、発送後、担当部署へ電話で到着確認をすること。

(3) 参加資格確認通知書の発送

参加申込書の提出があった事業者については、参加資格の要件を確認し、参加資格確認通知書により確認結果を令和8年5月8日（金）までにメールで通知する。

(4) 企画提案書等の提出

ア 提出書類

(ア) 企画提案書（様式5、A4判両面印刷）

- ・仕様書に基づき、別添「評価基準」を踏まえたうえで、応募者としての支援方針やアピールポイントを明記してください。
- ・表紙、目次等を除いた本文で20ページ以内（両面10枚以内）とすること。

(イ) 業務実施体制調書（様式6、複数枚可）

- ・業務を受託した場合の体制、担当予定者の氏名、業務の分担内容等について記載してください。

(ロ) 業務実績調書（任意様式、複数枚可）

- ・監理技術者及び主たる担当技術者が地方公共団体の発注する同種・類似の業務を実施した実績（業務名、発注者名、履行期間、履行内容等）を記載すること。

(ハ) 提案見積書及び見積内訳書（任意様式）

- ・提案見積書に記載する金額は、業務提案書に記載する内容に対して必要な費用をすべて含めること。また、見積内訳書は、経費の詳細な内容と金額が分かるように記載すること。

(ニ) 業務工程表（任意様式）

イ 提出部数

正本各1部、副本各9部

ウ 提出期日

令和8年5月15日（金）午後4時まで

エ 提出先

「11 連絡先及び提出先」のとおり

オ 提出方法

- (ア) 持参の場合は、土曜日・日曜日・祝日を除いた午前9時から午後4時までの間に担当部署へ提出すること。
- (イ) 郵送の場合は、担当部署あてに書留又は簡易書留で郵送し、提出期限までに必着とする。なお、発送後、担当部署へ電話で到着確認をす

ること。

- (ウ) 提出期限後の書類の再提出、差し替え、追加提出等は原則認めない。
ただし、企画提案書等の内容を確認するため、市から追加資料を求めた場合はこの限りではない。

カ その他

企画提案書プレゼンテーションでパソコン、プロジェクターの使用を希望する場合は、必ず企画提案書等の提出時に申し出ること。

(5) 企画提案書等の作成上の留意事項

- ア 企画提案書等はA 4 縦長ファイル1冊にまとめて提出すること。
- イ ファイルの表紙及び背表紙には、「第5次西尾市食育推進計画策定支援業務委託企画提案書」とタイトルを記載し、正本・副本の別を表示すること。
- ウ 各提出書類の間には、仕切りやインデックス等を挟み、ページ番号を付与し、表紙、目次を付けること。
- エ 原則、全ての書類はA 4判縦（A 3判折り込み可）、横書きとし、左綴じが可能な形で作成すること。

5 選考方法及び評価基準

(1) 1次審査（書類審査）

応募者数が4社を超えた場合は、1次審査（書類審査）を実施し、上位4社を選考します。（1次審査の順位は2次審査には関係ありません。）

なお、応募者が4社未満の場合でも、提出書類に不備等があった場合又は下記6「参加者の失格」に該当する場合には失格とします。

ア 実施日時

令和8年5月22日（金）までに事務局にて実施します。

イ 結果通知

令和8年5月22日（金）までに応募者全員に選考結果を電子メールで通知します。選考結果について異議申立ては受け付けません。

なお、1次審査が実施されなかった場合は、その旨を通知します。

(2) 2次審査（プレゼンテーション）

1次審査通過者に対し実施します。

ア 審査方法

審査は西尾市の職員及び有識者で組織する選考会議において、企画提案書等応募書類及びプレゼンテーション、質疑応答の内容を総合的に評価します。別に定める評価基準に基づき各選考委員による採点で順位付けを行い、評価点数の総合計が最高得点の応募者を契約候補者

として選定します。

イ 実施場所及び日時

令和8年5月29日（金）に実施します。時間・開催場所等の詳細は5月22日（金）までに電子メールにて通知します。なお、日程の変更はできません。

ウ 実施時間

1社につき25分程度を予定しており、事業者から15分間の企画提案内容の説明を実施していただいた後、10分程度の質疑応答を行います。

エ プレゼンテーションの方法

当日、新たな資料の提出は不可とし、提出した提案書に基づき説明をすることとします。

オ 説明者

原則として、提案書の推進体制に記載されている主たる担当技術者及び管理技術者が行ってください。また、会場への入室は3名以内でお願いします。

カ その他

プレゼンテーションにおける資料及び質疑に対する応答の内容については、提出書類と同様に公式なものとして取り扱います。

(3) 評価基準

別添、「評価基準」に基づき審査を行います。

応募者が1者の場合であっても企画提案書の審査を実施し、審査の結果、評価基準に基づく選定委員の合計点の平均点が60点以上の場合には、その提案者を受託候補者として選定する。

(4) 審査結果

令和8年6月2日（火）までに、2次審査に参加した全ての応募事業者へ、電子メールにて通知します。なお、審査経過については公表しません。また、審査結果について異議申立ては受け付けません。

6 参加者の失格

参加者が次の事項のいずれかに該当すると西尾市が判断した場合は失格とします。ただし、西尾市がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りではありません。

- (1) 参加資格がないと認められた場合
- (2) 指定する提出期限を超えて提出（到達）した場合
- (3) 談合その他の不正行為が行われたと認められた場合

- (4) 提出書類に虚偽の記載をした場合
- (5) 提案上限額を超える金額で参考見積書を提出した場合
- (6) その他本要領を遵守しない場合

7 契約の締結

- (1) 契約候補者は西尾市と委託業務について、契約に必要な事項を協議した後、西尾市が作成した契約書によって契約を締結します。
- (2) 次に掲げる事態が生じたときは、契約候補者の選考において定めた順位の高かった者の順に協議を行い、契約相手を決定します。
 - ア 契約候補者が契約の締結を辞退したとき
 - イ 契約締結時までに上記3の応募資格を欠いていることが判明したとき
 - ウ 契約締結時までに上記6の応募者の失格の要件に該当していることが判明したとき
 - エ 契約に向けて必要な協議が不調に終わったとき
 - オ その他やむを得ない事情で契約に至らなかった場合
- (3) 契約保証金等、契約にあたっては西尾市契約規則に基づくこととします。
- (4) 契約にあたっては、改めて見積書の提出を依頼します。契約候補者は提案書に記載している見積金額を基に提出してください。

8 プロポーザルの全体日程（予定）

項目	日程（予定）
募集要領の配布	令和8年4月9日（木）から
質問の受付	令和8年4月22日（水）午後5時まで 電子メールの件名に「西尾市食育推進計画策定支援業務質問（事業者名）」と入力の上、所定の質問書に記入の上送付してください。
質問の回答	いただいた質問の回答に関しては、令和8年4月27日（月）までに随時ホームページ上（本要領を掲載している画面と同一画面上）に掲載します。
参加資格申請書等提出期限	令和8年4月30日（木）午後4時まで
企画提案書等応募書類提出期限	令和8年5月15日（金）午後4時までに、西尾市役所農水振興課まで持参または郵送（必着）してください。

書類審査（1次審査）	令和8年5月22日（金）までに、全ての応募者に選考結果を電子メールで通知します。
プレゼンテーション（2次審査）	令和8年5月29日（金）午前10時30分から午後3時の間に、1事業者25分程度のプレゼンテーションを実施します。
審査結果通知	令和8年6月2日（火）までに、2次審査に参加した全ての応募事業者へ、電子メールにて審査結果を通知します。

9 企画提案書等の提出書類の取扱い

- (1) 企画提案書等の提出書類は返却しない。なお、審査及び事務処理以外の目的には使用しない。
- (2) 企画提案書等の提出書類について、事務処理に必要な範囲において複製を作成する場合がある。
- (3) 企画提案書等の提出書類について、西尾市情報公開条例（平成13年西尾市条例第20号）の規定による請求に基づき、一部又は全部について開示する場合がある。
- (4) 企画提案書等の著作権は、その企画提案書等を作成した者に帰属するものとするが、契約の相手方となった者の企画提案書等については、市が業務に必要な範囲内で無償使用できるものとする。

10 その他

- (1) 参加資格申請書の提出後又は企画提案書等の提出後、都合により参加を辞退する場合は、参加辞退届（任意様式）を提出すること。
- (2) 提出書類の作成及び提出、プレゼンテーションへの参加等に係る一切の費用は事業者が負担するものとする。
- (3) 本要領に定めのない事項については、地方自治法、同法施行令及びその他関係法令並びに市が制定する関係条例、規則等に従うものとする。

11 連絡先及び提出先

445-8501 西尾市寄住町下田 22 番地
西尾市産業部農水振興課 農政担当（担当：村松、鈴木、榊原）
TEL 0563-65-2135
FAX 0563-57-1322
Email nousui@city.nishio.lg.jp